

# 総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業（仮称）

## 実施方針に関する質問への回答

- ・ 総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業（仮称）実施方針に関して、平成27年10月2日までに寄せられた質問への回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・ 質問への回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今後、質問を踏まえた実施方針等の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札説明書等で提示しますので御留意ください。

平成27年11月26日訂正版

栃木県

■実施方針質問一覧

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
1	実施方針		事業目的	1	1	(1)		ウ				「競技力向上を目指した選手育成など、スポーツによる人材育成に寄与する県民総スポーツの推進拠点」とありますが、選手育成以外でのスポーツによる人材育成について、貴県が考えられている具体的な人材育成のイメージをご教示ください。	各種スポーツ大会、イベント、教室等の開催やクラブ・サークル活動を支援することで、地域社会とつながり心身ともに健康で生きがいを持ち生活できる人材を育成することをイメージしています。
2	実施方針		公の施設について	1	1	(1)		エ				指定管理者に関し、条例及び同条例施行規則等に定める予定とありますが、公告時に事業契約書(案)が公表されるまでに定められるという理解で宜しいでしょうか？ 応募者としては、事業契約書(案)が同条例等を網羅した内容として頂けない場合、事業計画等の作成・検討にリスクが残ってしまいます。	運営・維持管理開始までに選定事業者を本事業の指定管理者として指定する予定です。詳細は入札公告時に示します。
3	実施方針		本施設の概要	1	1	(1)		エ	(ア)			想定している付属施設はどんな施設でしょうか？	その他関連施設等を想定しています。詳細は業務要求水準書(案)【修正版】別紙9-1を参照してください。
4	実施方針		本施設の概要	1	1	(1)		エ	(イ)			想定している付属施設はどんな施設でしょうか？	その他関連施設等を想定しています。詳細は業務要求水準書(案)【修正版】別紙9-1を参照してください。
5	実施方針		本施設の概要	1	1	(1)		エ	(ウ)			想定している付属施設はどんな施設でしょうか？	その他関連施設等を想定しています。詳細は業務要求水準書(案)【修正版】別紙9-1を参照してください。
6	実施方針		体育館分館利用について	1	1	(1)		エ	(ウ)			ボクシング競技として利用されている利用者人数・頻度等ご開示して頂けないでしょうか？	参考までに、体育館分館の利用状況を示します。
7	実施方針		体育館分館	1	1	(1)		エ	(ウ)			主にボクシング競技で利用とありますが、管理運営のボリュームの想定ができませんので、現状この施設の利用者の人数や頻度を教えて頂けませんでしょうか。	参考までに、体育館分館の利用状況を示します。
8	実施方針		本施設の概要	1	1	(1)		エ	(ウ)			主にボクシング競技として利用とありますが、その利用者の人数や利用の頻度をお示し頂けないでしょうか？	参考までに、体育館分館の利用状況を示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カ+	(カ+)	英字	(英字)		
9	実施方針		本施設の概要	1	1	(1)		エ	(ウ)			メインアリーナは主にボクシング競技で利用とありますが、その他利用がある競技は何ですか？	参考までに、体育館分館の利用状況を示します。
10	実施方針		自由提案施設	2	1	(1)		エ	(オ)			・「整備するものであり」とありますが、自由提案施設は別途施設を整備しなければならないの意味でしょうか。また、本体の中に整備する事が可能な場合、施設の整備費や賃貸料金が発生するのでしょうか。 ・もし整備費や賃貸料金が発生するようになる場合はどのような規定になるのでしょうか。	業務要求水準書(案)のP52の(10)自由提案事業を参照してください。
11	実施方針		自由提案施設	2	1	(1)		エ	(オ)			「本事業の事業計画に過度な影響を与えない範囲の施設とする」について、提案の可否は意見交換会等で提案書受付以前にご判断いただけると解釈してよいですか。	提案の可否については意見交換会等で、提案書受付前に回答する予定です。
12	実施方針		事業期間	2	1	(1)		カ	(ア)			設計・建設期間の中に、開業準備期間が含まれていますが、開業準備は施設引渡し後に行うとの理解でよろしいでしょうか。要求水準書(案)P3では、設計・建設期間がH33.1末となっています。	貴見のとおりです。業務要求水準書(案)のP3に記載のとおりで予定しています。なお、「開業準備期間」は「開館準備期間」に修正します。
13	実施方針		事業期間	2	1	(1)		カ	(ア)			設計・建設期間に開業準備期間が含まれていますが、正確には、実施方針P4「県のサービス購入料」及び要求水準P3「事業期間」に記載されております通り、設計・建設期間には開業準備期間は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	No.12の質問回答を参照してください。
14	実施方針		第1期運営・維持管理期間	2	1	(1)		カ	(ア)			開業準備期間はどれくらいの期間をお考えですか。	No.12の質問回答を参照してください。
15	実施方針		事業期間	2	1	(1)		カ	(ア)			※1の開業準備期間の費用は、業務終了後の一括支払いですが、または割賦支払ですか、ご教示ください。	供用開始後に一括して支払うことを想定していますが、具体的な対価の支払方法については、入札公告時に示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カ+	(カ+)	英字	(英字)		
16	実施方針		事業期間	2	1	(1)		カ	(イ)			第1期運営・維持管理期間に行う行事の予定を教えてください。	大規模な行事としては、当該施設を会場とする国体競技及びプレ国体等が想定されます。
17	実施方針		事業期間	2	1	(1)		カ	(イ)			平成34年に国体を実施されるとのことですが、平成33年にプレ国体を実施されるという認識で宜しいでしょうか。第1期運営・維持管理期間(プレ国体・国体含む)に事業者が実施する特有の業務があればお示しください。	前段については、御認識のとおりです。後段については、第1期運営・維持管理期間には、使用料の徴収代行業務等が想定されます。
18	実施方針		事業範囲	2	1	(1)		キ				「県が行う体育館分館の修繕工事は本事業の対象範囲外とする。」とありますが、貴県が実施する修繕工事の範囲と工事内容についてご教示ください。	入札公告時までを示す予定です。
19	実施方針		事業範囲	2	1	(1)		キ				県が行なう体育館分館の修繕工事とありますが、行なわれる分館修繕工事の具体的な仕様をお示し頂けますでしょうか。	入札公告時までを示す予定です。
20	実施方針		実施方針	2	1	(1)		キ	(ア)	a b		設計業務及び建設業務の各3項目目の括弧書きに「国庫補助申請補助等」とありますが、事業者の業務としては申請の補助(関連図書の作成等)の意であり、申請業務自体は含まれないものと理解して宜しいでしょうか？	貴見のとおりです。
21	実施方針		事業範囲について	2	1	(1)		キ	(ア)	b		建設業務に既存外構解体とありますが既存建物、及び既存建物基礎等は含まれないと考えてよろしいですか？	既存建物は県が解体しますが、既存建物基礎等は事業者にて撤去等することを想定しています。詳細は業務要求水準書(案)【修正版】別紙5も参照してください。
22	実施方針		開業準備業務	2	1	(1)		キ	(ア)	d		開業準備業務が設計・建設段階となっていますが、建設業務において施設の引き渡しを終えた後の業務ですので、「運営・維持管理段階」なのではないでしょうか。	供用開始(平成33年4月1日を予定)からを運営・維持管理段階としています。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
23	実施方針		開業準備	2	1	(1)		キ	(ア)	d	<p>プール公認取得申請業務とは、公益財団日本水泳連盟のホームページに記載のある「公認プール申請書」のどの申請書が該当するのでしょうか。</p> <p><a href="http://www.swim.or.jp/about/application.php">http://www.swim.or.jp/about/application.php</a></p> <p>また、上記の申請書を確認すると、「プール管理者は、(01)財団日本体育協会公認水泳指導員～(08)社日本プールアメニティ施設協会プール衛生管理者のいずれかの資格を取得する」とありますが、</p> <p>①施設に配置する職員はあくまで要求水準書P43②に記載の資格保有者を配置することとし、申請書に記載の(01)～(08)のいずれかを保有する資格者を施設に配置という解釈ではないという認識で宜しいでしょうか。</p> <p>②①に係り、申請書提出時には、施設に配置する職員が決定されていない事が想定される為、会社の中で、(01)～(08)の資格を保有する人物を申請書に記入・登録すれば宜しいでしょうか。</p>	<p>前段については、「公称 50m競泳プール(事前)公認申請書」及び「公称 25m競泳プール(事前)公認申請書」が想定されますが、書式内容に関しては、日本水泳連盟に確認してください。</p> <p>後段については、日本水泳連盟「プール公認規則」第16条により、プール管理者の資格・役割を確認ください。なお、プール管理者の変更が見込まれる場合は、事前に水泳連盟に確認するなど、プール公認に影響がないよう配慮してください。</p>	
24	実施方針		運營業務	3	1	(1)		キ	(イ)	a	<p>自由提案事業の一つとして、別紙13のスポーツ用品の販売・貸出業務に記載される物以外の販売は可能でしょうか？物品に関して制限などがある様なら示していただけないでしょうか？</p>	<p>可能です。詳細は入札公告時までに示す予定です。</p>	
25	実施方針		自由提案事業について	3	1	(1)		キ	(イ)	a	<p>要求水準書(案)P51、(8)にスポーツ用品の販売・貸出業務に関する記載が御座います。自由提案事業において、貴県が示される物品以外の販売は可能でしょうか？</p> <p>またその際、取扱品、施設利用料の制限や規定はあるのでしょうか？</p>	<p>可能です。詳細は入札公告時までに示す予定です。</p>	

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
26	実施方針		運営業務	3	1	(1)		キ	(イ)	a		「選定事業者が新体育館や屋内水泳場等を専用利用して任意に実施する事業」とは具体的にどのような事業を想定しているのでしょうか。(要求水準書P49を確認するとスポーツ健康教室は、「スポーツ・健康づくり事業等運営業務」の業務範囲に含まれる為、新体育館や屋内水泳場で実施するイベント等をイメージしているのでしょうか)	業務要求水準書(案)のP52に記載のとおり、事業者が主催する大会・イベント、スポーツ教室等が考えられます。また、業務要求水準書(案)のP49のスポーツ教室事業に該当しない(スポーツ教室事業として実施しない)イベント等も想定されます。
27	実施方針		運営業務	3	1	(1)		キ	(イ)	a		自由提案事業において、飲食等の提供は可能でしょうか？	可能です。
28	実施方針		修繕業務について	3	1	(1)		キ	(イ)	b		要求水準書P54に記載の用語の定義で意味される内容は、保守や経常修繕・大規模修繕等に関わらず、定義で求められた状態とするために、事業期間を通じ必要な修繕を実施することが求められるという理解で宜しいでしょうか？	業務要求水準書(案)のP63⑨修繕業務の実施を求めています。
29	実施方針		維持管理業務	3	1	(1)		キ	(イ)	b		記載ある修繕業務というのは、要求水準書(案)P54-3-(1)用語の定義を常に満たす修繕を実施することが求められているのでしょうか。	No.28の質問回答を参照してください。
30	実施方針		維持管理業務	3	1	(1)		キ	(イ)	b		修繕業務とは機能維持の経常修繕業務という理解でよろしいでしょうか。	No.28の質問回答を参照してください。
31	実施方針		維持管理業務	3	1	(1)		キ	(イ)	b		事業入札の際、b維持管理業務はa運営業務とセットで入札参加しなくてはならないのでしょうか？a運営業務単体での入札参加はできないのでしょうか？	実施方針P13(4)ア(ア)入札参加者の構成等に記載のとおりです。本事業の入札参加者は、本施設の設計業務に当たる者、本施設の工事監理業務に当たる者、本施設の建設業務に当たる者、本施設の運営業務に当たる者、本施設の維持管理業務に当たる者を含むことが必要です。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
32	実施方針		利用区分及び運動施設の利用形態	3	1	(1)		ク				これだけの規模の新体育館、新屋内水泳場が計画されているため相当数の各競技の大会利用、団体、個人の利用が予想されます。事業計画を立てる上で、県ではそれぞれの利用区分(ア)競技力向上・大会専用利用、(イ)一般利用、(ウ)事業者専用利用はどの程度の利用を見込んでいるか団体数及び想定人数で示していただけませんか？光熱水費や利用料金想定上お示し頂けませんと応募リスクが高く困難になります。	参考までに、既存施設(県体育館、温水プール館等)の利用状況を示します。
33	実施方針		利用区分及び運動施設の利用形態	3	1	(1)		ク				「競技力向上・大会専用利用」「一般利用」「事業者専用利用」の各形態について、貴県の想定する利用率があればご教示ください。	参考までに、既存施設(県体育館、温水プール館等)の利用状況を示します。
34	実施方針		利用区分及び運動施設の利用形態	3	1	(1)		ク				「利用形態の詳細や利用条件、第1期・第2期の運営・維持管理期間と使用する施設との関係等については、業務要求水準書(案)を参照すること。」とあるが、具体的にどこに記載があるのでしょうか？	入札公告時までには示す予定です。
35	実施方針		利用区分及び運動施設	3	1	(1)		ク				利用区分のうち(ア)競技力向上・大会専用利用、および(イ)一般利用について、どの位の利用者やスポーツ団体等の利用が見込めるかについて、県から年間の利用推定人数や時間枠の条件を示して頂けないでしょうか？また、(ウ)の事業者専用利用について、可能な時間枠の条件も示して頂けないでしょうか？	参考までに、既存施設(県体育館、温水プール館等)の利用状況を示します。
36	実施方針		利用区分及び運動施設	3	1	(1)		ク				「第1期・第2期の運営・維持管理期間と使用する施設との関係等については、業務要求水準書(案)を参照すること。」との記載がありますが、業務要求水準書(案)に該当する記述が見当たりません。ご教示ください。	入札公告時までには示す予定です。
37	実施方針		各種競技大会等について	3	1	(1)		ク	(ア)			各種競技大会名や開催頻度について、現状貴県が考えられる大会および開催時期・頻度について、ご開示頂けないでしょうか？	参考までに、既存施設(県体育館、温水プール館等)の利用状況を示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
38	実施方針		競技力向上 大会専用 利用	3	1	(1)		ク	(ア)			貴県においての利用推定(大会名、日数、人数等)をお示し頂けないでしょうか。	参考までに、既存施設(県体育館、温水プール館等)の利用状況を示します。
39	実施方針		一般利用 について	4	1	(1)		ク	(イ)			本件が新立地における計画で有ること、「優先利用」に示された大会利用、団体利用、試合利用の利用枠が相当に占めるのではと予想されること、等の要素があるため、事業者のみで利用者数と利用料金収入を想定して入札することは、事業者のみならずPFI事業そのものにとって、大きなリスクになります。過去のPFIでもこの種の原因により事業者の倒産、PFI事業の破綻の事例が出ております。どの程度の利用者や団体利用が見込めるかにつき、利用区分(ア)、(イ)において貴県にて団体数ではなく利用推定「人数」のデータをお示し頂けないでしょうか？	参考までに、既存施設(県体育館、温水プール館等)の利用状況を示します。
40	実施方針		施設の料 金体系に ついて	4	1	(1)		ク	(イ)			低廉な料金体系を前提に とありますが、具体的にどの程度かをお示しください。	入札公告時までには示す予定です。
41	実施方針		事業者専 用利用 について	4	1	(1)		ク	(ウ)			応募者が利用者から得る利用料金を検討するに当たり当該専用利用も重要な要素となりますが、当該専用利用にどの時間帯がどの程度割り当てられるのかが、入札条件として提示されない限り、事業計画が立ちません。是非とも専用利用に係る入札条件のご提示、及び条件と実際が異なる場合の措置等をお示し頂けないでしょうか？	参考までに、既存施設(県体育館、温水プール館等)の利用状況を示します。
42	実施方針		事業者専 用利用	4	1	(1)		ク	(ウ)			・(ア)競技力向上・大会専用利用、(イ)一般利用が要求水準書(案)P.47-イ-(イ)の優先利用に示されているように利用される事によって事業者専用利用が制限され、当初の事業計画と差異が生じた場合、どのような措置をお考えでしょうか？ ・入札に当たり、事業者専用利用枠の条件を示して頂けないでしょうか？	参考までに、既存施設(県体育館、温水プール館等)の利用状況を示します。



No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
43	実施方針		事業者専用利用	4	1	(1)		ク	(ウ)			選定事業者が体育館施設及びプール施設の一部を専用利用して、とありますが、ここでの体育館施設には、体育館分館(既存施設)は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	体育館分館も含まれます。
44	実施方針		県のサービス購入料	4	1	(1)		ケ	(ア)			特定事業の選定・公表では予定価格の公表をお願いいたします。予定価格の公表時には、可能な限り内訳の目安(設計・建設・運営・維持管理・光熱水費等)を公表して頂きますようお願いいたします。(建設費の高騰により適正な維持管理費が確保できないことが懸念される為)。	御意見として承ります。
45	実施方針		設計・建設の対価	4	1	(1)		ケ	(ア)	a		年度ごとに一括してとありますが、設計建設期間が4年ですので、最大4回ということでしょうか。また、一括払いの割合はどの程度をお考えでしょうか。	対価の支払方法については、入札公告時に示します。
46	実施方針		設計・建設の対価	4	1	(1)		ケ	(ア)	a		社会資本整備総合交付金の想定額が変動した場合であっても、事業者への一括払い及び割賦払いの支払額は変動しないとの理解でよろしいでしょうか。	対価の支払方法については、入札公告時に示します。
47	実施方針		設計・建設の対価	4	1	(1)		ケ	(ア)	a		想定されている社会資本整備総合交付金の交付が受けられなかった場合に、一括払いと割賦払いの配分に変更が生じる可能性がありますでしょうか。	対価の支払方法については、入札公告時に示します。
48	実施方針		設計・建設の対価	4	1	(1)		ケ	(ア)	a		「年度ごとに一括して選定事業者に支払う」とのことですが、竣工後の年度末に一括して支払うということでしょうか。それとも、年度毎の出来高に応じた対価を各年度末に支払うということでしょうか。	対価の支払方法については、入札公告時に示します。
49	実施方針		設計・建設の対価について	4	1	(1)		ケ	(ア)	a		一括払とは、いつの時点で事業者に支払われるものなのでしょうか？	対価の支払方法については、入札公告時に示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
50	実施方針		設計・建設の対価について	4	1	(1)		ケ	(ア)	a		一括払の金額は、入札公告時点で予め明示して頂けるとの理解で宜しいでしょうか？	対価の支払方法については、入札公告時に示します。
51	実施方針		設計・建設の対価について	4	1	(1)		ケ	(ア)	a		交付金は、県の割賦払いと併せて、年度ごとに支払われるという意味でしょうか？ またこの場合、交付金の変動リスクは事業者では負えないため、県負担分と併せて、全てを県の一時金として扱って頂けないでしょうか？	対価の支払方法については、入札公告時に示します。なお、一括払いについては、本事業では国土交通省による社会資本整備総合交付金を事業費の一部に充当することを想定しており、県負担分と併せ、年度ごとに一括して選定事業者を支払うことを想定しています。
52	実施方針		設計・建設の対価	4	1	(1)		ケ	(ア)	a		設計・建設の対価において一括払い及び割賦払いとありますが、一括払いの金額はどのくらいの金額となるのでしょうか。	対価の支払方法については、入札公告時に示します。
53	実施方針		設計・建設の対価	4	1	(1)		ケ	(ア)	a		「社会資本整備総合交付金を事業費の一部に充当することを想定」とのことですが、交付金として想定される金額はどのくらいでしょうか。交付金額の算定方法もお示し頂けますでしょうか。	対価の支払方法については、入札公告時に示します。
54	実施方針		設計・建設の対価	4	1	(1)		ケ	(ア)	a		設計・建設の対価については、一括払い及び割賦払いにより、割賦払いの期間については運営・維持管理期間の15年間という理解でよろしいでしょうか。	対価の支払方法については、入札公告時に示します。
55	実施方針		開業準備の対価	4	1	(1)		ケ	(ア)	b		b開業準備の対価には、「開館準備期間中の本施設の維持管理業務」が含まれておりますが、一方、c運営・維持管理の対価は本施設引渡し後から支払うと規定されており、双方の対価に重複していると思料いたします。「開館準備期間中の本施設の維持管理業務」はどちらの対価に含まれるのかご教示ください。	開館準備期間中の本施設の維持管理業務の対価は開業準備の対価に含めることを想定しています。詳細は入札公告時に示します。
56	実施方針		開業準備の対価	4	1	(1)		ケ	(ア)	b		供用開始後に一括して支払い頂く開業準備の対価には、開業準備期間中に要する維持管理費、光熱水費、SPC経費、保険料等一切の費用が含まれるのでしょうか。	No.55の質問回答を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
57	実施方針		事業者収入について	4	1	(1)		ケ	(ア)	b		開業準備金は、供用開始前にお支払い頂くことは出来ないのでしょうか。	対価の支払い方法については、入札公告時に示します。
58	実施方針		運営・維持管理の対価	4	1	(1)		ケ	(ア)	c		本施設の引渡し後からの支払との記載がございますので、開業準備期間中の運営・維持管理の対価の支払も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。それとは、開業準備期間中の運営・維持管理の対価は開業準備の対価として支払われるのでしょうか。	No.55の質問回答を参照してください。
59	実施方針		運営・維持管理の対価	4	1	(1)		ケ	(ア)	c		第1期運営・維持管理期間において、県としての人員配置人数の想定はありますでしょうか。第1期運営・維持管理期間は、国体期間を含む為、諸室の運用が県の方針により変わることも予想され(※1)、人件費の算出に当たっては、応募者で統一した人員配置の設定をした方が良くと思慮します。(※2) ※1例えば、国体期間はトレーニング室を閉鎖することにより、トレーニング指導員の配置が必要と無くなる等 ※2ある事業者は、国体期間はトレーニング室に指導員を配置しない提案、ある事業者は国体期間にトレーニング室に指導員を配置する提案というように事業者間で前提条件の認識の統一が必要と思慮します	第1期、第2期によらず、必要な人員の配置を想定してください。 なお、トレーニング室については、第1期、第2期とも一般の利用に供する予定です。
60	実施方針		運営・維持管理の対価	4	1	(1)		ケ	(ア)	c		修繕等、事業者の支出が年度によって大きく増減する業務については、事業者の収支の安定化等の観点から業務遂行年度でのお支払いとしていただけないでしょうか。	対価の支払方法については、入札公告時に示します。
61	実施方針		運営・維持管理に要する光熱水費の対価	4	1	(1)		ケ	(ア)	d		全事業期間に亘り、事業者側で光熱水費のリスクを負担するのは事業者の過大なリスクとなり、入札価格に転嫁されてしまいます。第2期以降については、ご提案した光熱水費の超過額について事業者負担を軽減頂く方策をご検討頂けますでしょうか。	光熱水費の改定方法等については、入札公告時に示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
62	実施方針		運営・維持管理に要する光熱水費	4	1	(1)		ケ	(ア)	d		光熱水費は提案金額を基に事業契約においてあらかじめ定める額を支払うとありますが、事業者の資金負担、リスク軽減のためにも実費精算としていただけないでしょうか。	光熱水費の改定方法等については、入札公告時に示します。
63	実施方針		運営・維持管理に要する光熱水費	4	1	(1)		ケ	(ア)	d		運営・維持管理に要する光熱水費は、事業者が提案する事業費に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
64	実施方針		運営・維持管理に要する光熱水費	4	1	(1)		ケ	(ア)	d		どの程度の各種競技の大会、団体、個人利用を見込めるのか、ある程度県から示していただかないと事業者の予測での光熱水費の算出、提案は非常に困難と考えます。県内の他の体育館等の実績を参考に予測実施大会や予測利用者、利用枠等を示していただけないでしょうか？	参考までに、既存施設(県体育館、温水プール館等)の利用状況を示します。
65	実施方針		運営・維持管理に要する光熱水費の対価	4	1	(1)		ケ	(ア)	d		本施設の引渡し後からの支払との記載がございますので、開業準備期間中の光熱水費に相当する対価の支払も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。それとは、開業準備期間中の光熱水費に相当する対価は開業準備の対価として支払われるのでしょうか。	No.55の質問回答を参照してください。
66	実施方針		運営・維持管理に要する光熱水費の対価	4	1	(1)		ケ	(ア)	d		事業期間において運営・維持管理期間を国体等開催年度で第1期と第2期に区分されているとおり、国体開催前後では運用が全く異なることが予見されます。国体等開催前には国体の諸準備や県の専用利用などが予測され、事業者側での稼働率の想定が困難なため、第1期の光熱水費の対価は実費精算として頂けますでしょうか。	光熱水費の改定方法等については、入札公告時に示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
67	実施方針		光熱水費について	4	1	(1)		ケ	(ア)	d		どの程度の利用者や団体利用が見込めるかを、予め貴県のデータとして提示して頂けなければ、光熱水費の提案は極めて困難であり、応募者が独自の判断で入札するのであれば、過度なリスク移転になりかねません。利用区分(ア)、(イ)において貴県にて、①団体数ではなくを利用推定「人数」のデータ、及び②自由提案事業について与えられる時間帯の条件規定を是非ともご開示いただけないでしょうか？	参考までに、既存施設(県体育館、温水プール館等)の利用状況を示します。なお、光熱水費の改定方法等については、入札公告時に示します。
68	実施方針		光熱水費について	4	1	(1)		ケ	(ア)	d		他の同種のPFI事例でもありますように、最低基準等を貴県が保証するラインの設定、および単価改訂規定や、使用量による改訂規定等を、お考え頂けないでしょうか？	光熱水費の改定方法等については、入札公告時に示します。
69	実施方針		運営・維持管理に要する光熱水費	4	1	(1)		ケ	(ア)	d		光熱水費は「選定事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を支払う」とありますが、運営・維持管理期間における物価変動、使用量増減、料金設定に応じて支払額の見直しを行うと考えてよろしいでしょうか。	光熱水費の改定方法等については、入札公告時に示します。
70	実施方針		利用者から得る収入	5	1	(1)		ケ	(イ)			b,c,d,eの各収入は、第1期運営・維持管理期間のいでも事業者の収入とすることができるものとの理解でよろしいでしょうか。	第1期運営・維持管理期間でも、b受講料収入、cスポーツ用品の販売・貸出業務により得られる収入、d自動販売機運営業務により得られる収入、e自由提案事業により得られる収入は、事業者が利用者から得る収入とするものと想定しています。詳細は入札公告時に示します。
71	実施方針		利用者から得る収入	5	1	(1)		ケ	(イ)	a		「利用者から得る収入(第2期運営・維持管理期間)」とありますが、第1期運営・維持管理期間は、利用者から得る収入は無く、その前提条件の基、サービス購入料を設定するという認識で宜しいでしょうか。(第1期運営・維持管理期間は使用料金制、第2期運営・維持管理期間は利用料金制という認識で宜しいでしょうか)	原則として貴見のとおりですが、No.70の質問回答も参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
72	実施方針		利用者から得る利用料金収入	5	1	(1)		ケ	(イ)	a		本項において、“利用者から得る利用料金収入”との記載があり、コ-(ア)では、“利用者から得る使用料収入と記載されていますが、ここでいう“利用料金収入”と“使用料収入”の違いについて、ご教示ください。	第1期運営・維持管理期間については、選定事業者は、利用者から使用料を徴収して、県に収め、第2期運営・維持管理期間については、利用者からの利用料金を直接選定事業者の収入とすることを想定しています。
73	実施方針		利用者から得る収入(第2期運営・維持管理期間)	5	1	(1)		ケ	(イ)	a		「a利用者から得る利用料金収入」とありますが、一方、「コ 県の収入」では「(ア)利用者から得る使用料収入」とあります。利用料金と使用料の使い分けについてご教示ください。	No.72の質問回答を参照してください。
74	実施方針		利用者から得る利用料金収入	5	1	(1)		ケ	(イ)	a		本項において、第2期運営・維持管理期間においては利用料金収入を選定事業者の収入とすることを想定され、コ-(ア)では、第1期運営・維持管理期間においては、利用者から得る使用料収入は県の収入とする旨が記載されています。 「実施方針」の他の項や「業務要求水準書(案)」のどちらにも第1期運営・維持管理期間と第2期運営維持管理期間における業務内容の違いが記載されていませんが、第1期、第2期の期間の違いによっても事業者が実施する運営・維持管理業務の内容に違いはなく、利用料金収入あるいは使用料収入の帰属先が異なるのみと理解してよろしいでしょうか。	No.17の質問回答を参照してください。
75	実施方針		利用者から得る収入	5	1	(1)		ケ	(イ)	a		利用者からの利用料金収入受領の方法・時期にもよりますが、第2期運営・維持管理期間に施設・設備を利用される場合で、第1期運営・維持管理期間に利用料金を収受したときは、事業者の収入として扱ってもよいという理解でよろしいでしょうか。	第2期運営・維持管理期間に利用する利用者からの利用料金は選定事業者の収入となることを想定しています。詳細は入札公告時に示します。
76	実施方針		利用者から得る収入(第2期運営・維持管理期間)	5	1	(1)		ケ	(イ)	a		指定管理者として指定されるのは、第2期運営・維持管理期間からとの理解でよろしいでしょうか。	運営・維持管理開始までに選定事業者を本事業の指定管理者として指定する予定です。詳細は入札公告時に示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
77	実施方針		利用者から得る収入について	5	1	(1)		ケ	(イ)	a		利用者から得る利用料金収入(第2期運営・維持管理期間)の説明中に「※県は、選定事業者を本施設の「指定管理者」として指定し、」とありますが、指定管理者の指定は第2期運営・維持管理期間において行われ、第1期運営・維持管理期間は対象外という理解で宜しいでしょうか？	運営・維持管理開始までに選定事業者を本事業の指定管理者として指定する予定です。詳細は入札公告時に示します。
78	実施方針		利用者から得る利用料金収入	5	1	(1)		ケ	(イ)	a		要求水準書(案)P44-(8)-②の利用料金では利用料金は知事の承認を得て事業者が定めるとありますが、事業計画を立てる上で入札時の利用料金の想定は非常に困難と考えます。各料金が想定できる条件を示していただけませんか？ また、第1期運営・維持期間の使用料収入が県の収入となる期間の利用状況を参考に、第2期運営・維持期間の利用料金を県と事業者の協議によって設定するという方法を考えていただけませんか？	前段については、利用料金等の考え方については、入札公告時までには示す予定です。後段については、御意見として承ります。詳細は入札公告時に示します。
79	実施方針		利用者から得る収入について	5	1	(1)		ケ	(イ)	a		入札時点では、利用料金が想定できる諸条件を貴県にてお示し頂いたうえで、開業後1、2年のモラトリアム期間を設け、その期間はサービス購入型或いは変動措置既定を設け、それ以降は県と事業者の協議によって利用料金制を協議する方法をお考え頂けないでしょうか？	御意見として承ります。詳細は入札公告時に示します。
80	実施方針		利用者から得る収入について	5	1	(1)		ケ	(イ)	a		利用者や団体利用について予め貴県のFSデータとして提示して頂けなければ、利用者から得る料金収入の想定は極めて困難であり、応募者が独自の判断で入札するのであれば、過度なリスク移転になりかねません。利用区分(ア)、(イ)において貴県にて、①団体数ではなく利用推定「人数」のデータ、及び②自由提案事業について与えられる時間帯の条件規定等を是非ともご開示いただけませんか？	参考までに、既存施設(県体育館、温水プール館等)の利用状況を示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
81	実施方針		利用者から得る収入	5	1	(1)		ケ	(イ)	a		利用料金の設定に当たっては、県の管轄する類似施設の料金を参考とした方が宜しいでしょうか。または、事業者側で事業性を鑑みて料金の設定をして良いのでしょうか。	入札公告時までには示す予定です。
82	実施方針		利用者から得る収入	5	1	(1)		ケ	(イ)	a		利用者から得る利用料金収入(第2期運営・維持管理期間)とありますが、第1期(国体時期)においては、この利用料収入は見込まないで、サービス対価のみが事業者の収入となるのでしょうか。	No.70の質問回答を参照してください。
83	実施方針		利用者から得る収入	5	1	(1)		ケ	(イ)	a		貴県が現時点で見込む本施設を利用する想定人数とその根拠をご教示ください。また、フィージビリティスタディを実施しましたら、結果をご教示ください。	参考までに、既存施設(県体育館、温水プール館等)の利用状況を示します。
84	実施方針		受講料収入	5	1	(1)		ケ	(イ)	b		要求水準に基づいて開催されるスポーツ教室等とは、要求水準書(案)頁49、第4 運営・維持管理業務に関する要求水準、2 運営業務、(3)スポーツ・健康づくり事業等運営業務、①スポーツ教室事業の内容を指すという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
85	実施方針		利用者から得る収入(第1期運営・維持管理期間)	5	1	(1)		コ	(ア)			使用料は、一旦事業者が収受し、貴県に納付するとの理解でよろしいでしょうか。その場合、納付方法、時期等をご教示ください。	前段については、貴見のとおりです。後段については、納付方法や時期等は、入札公告時に示します。
86	実施方針		利用者から得る収入(第1期運営・維持管理期間)	5	1	(1)		コ	(ア)			使用料は、選定事業者が提案する料金体系と同一のものとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
87	実施方針		利用者から得る使用料収入(第1期運営・維持管理期間)	5	1	(1)		コ	(ア)			第一期運営・維持管理期間では、利用料金を見込まず県からサービス購入料をお支払いいただくという事でしょうか？	No.70の質問回答を参照してください。



No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
88	実施方針		県の収入	5	1	(1)		コ	(ア)			県収入は利用者から得る利用料収入(第1期運営・維持管理期間)とありますが第2期運営から全て事業者収入との理解で良いかご教示下さい。	貴見のとおりです。
89	実施方針		第1期における利用者から得る収入について	5	1	(1)		コ	(ア)			第1期運営・維持管理期間においては、応募者は利用者からの使用料収入は見込まず、全額サービス購入料として県から支払いを受けるという意味でしょうか？	No.70の質問回答を参照してください。
90	実施方針		(ア)法令警備業法	6	1	(1)		サ	(ア)			維持管理業務の中に警備業法が含まれていますが、警備業法第4条の認定は、SPCが認定を受けるのではなく、SPCから維持管理業務の警備業務を請け負う維持管理企業が警備業法第4条の認定を受けていれば良いとの認識でよろしいでしょうか。	業務の実施にあたり法令上必要な認定は、選定事業者が確認の上取得してください。
91	実施方針		募集及び選定スケジュール	9	2	(2)						入札公告から入札提案書類(提案書)の受付までの期間が短く厳しいものになっています。入札提案書類(提案書)の受付までをもう1,2ヶ月みて頂けないでしょうか。	御意見として承ります。詳細は入札公告時に示します。
92	実施方針		募集スケジュールについて	9	2	(2)						提案書の受付から落札者の決定・公表までの期間に比して、入札公告から入札提出書類の受付までの期間が非常にタイトになっております。応募者にとって提案検討に相当期間が必要となりますので、入札提出書類の受付を9月ないし10月として頂けないでしょうか？	御意見として承ります。詳細は入札公告時に示します。
93	実施方針		募集及び選定スケジュール	9	2	(2)						業務要求水準書は、いつ頃公表されるのでしょうか？意見交換会前には公表していただけないでしょうか？	業務要求水準書は入札公告時に示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)			
94	実施方針		募集及び選定スケジュール	9	2	(2)							示されておりますスケジュールにおいて、⑨入札説明書等に関する質問の受付(第2回)が平成28年7月、⑩入札提出書類(提案書)の受付が同8月とされており、第2回質問回答から提案書受付までの期間が1カ月程度と受け取れますが、質問回答が提案内容に大きく影響する場合には対応検討期間が短すぎると思われますが如何でしょうか？	第1回の質問の受付・回答で全ての事項に対する質問が可能となっています。第2回の質問の受付・回答は第1回を補完するものですので、全体として、対応検討期間は確保しているものと考えます。
95	実施方針		意見交換会の実施について	10	2	(3)		ウ	(ア)				意見交換会の時間はどれくらいを想定しているのでしょうか？	意見交換会参加申込書の受付後に、応募状況に応じて、別途詳細について御案内します。
96	実施方針		意見交換会の受付、実施	10	2	(3)		ウ					意見交換会の議題としては、記載されている3つの議題以外に、実施方針内容やリスク分担に関する確認等の議題も可能でしょうか。	可能とします。実施方針【修正版】P11も参照してください。
97	実施方針		意見交換会について	10	2	(3)		ウ					意見交換会を通じて、P7 シに記載されたように、実施方針の変更も有りえるという理解で宜しいでしょうか？	貴見のとおりです。なお、意見交換会を踏まえて、入札説明書、業務要求水準書等に反映する予定です。
98	実施方針		意見交換会	10	2	(3)		ウ					意見交換会の議題について「開業準備業務」「維持管理業務」の記載がありませんが、議題として挙げられている各業務と同様に、貴県の意図を理解し、よりよい提案を行うために意見交換は必要かと考えます。議題として挙げることは可能でしょうか。	可能とします。実施方針【修正版】P11も参照してください。
99	実施方針		意見交換会の受付、実施(④)	10	2	(3)		ウ					入札公告後の意見交換会について、開催はされないのでしょうか。	現時点では開催を予定していません。
100	実施方針		意見交換会の受付、実施	11	2	(3)		ウ					意見交換会の議題として三つ掲げられていますが、維持管理業務に係る議題がありません。維持管理業務に係る内容を議題とすることは、認められないのでしょうか。	可能とします。実施方針【修正版】P11も参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
101	実施方針		意見交換会について	11	2	(3)		ウ				記載の議題1～議題3以外に、事業参画判断上重要となるような「その他自由議題」も扱って頂けないでしょうか？	可能とします。実施方針【修正版】P11も参照してください。
102	実施方針		意見交換会について	11	2	(3)		ウ				将来の提案内容に関係する事項について、意見交換会に参加者から公表、非公表を求めることは可能でしょうか？ また、非公表部分に関しては、貴県と参加者において議事録で確認できる方法を取って頂けるでしょうか？	前段については、意見交換会の内容は、入札条件にかかわる事項については公表する予定です。 後段については、御意見として承ります。
103	実施方針		意見交換会の受付、実施	11	2	(3)		ウ	(エ)			「参加者」欄に、“同一企業が複数回参加することは不可とする。”とあることから、意見交換会は同一企業(グループ)について1回しか開催を予定されていないのでしょうか。	貴見のとおりです。
104	実施方針		意見交換会の受付、実施	11	2	(3)		ウ	(オ)			意見交換会の1企業(グループ)の持ち時間は何分程度でしょうか。	No.95の質問回答を参照してください。
105	実施方針		落札者の決定・公表	12	2	(3)		ケ				検討委員会は価格の要素も含めた総合判断は行わないという意味でしょうか。	落札者決定基準として入札公告時に示します。
106	実施方針		落札者の決定・公表	12	2	(3)		ケ				ケ 落札者の決定・公表について、「・・・検討委員会にて、入札参加者からの提案書を審査し、最も優れていると認めた入札参加者を最優秀提案者として選定・・・」とございますが、提案書のみ審査で、プレゼンテーションやヒアリング等の機会はないのでしょうか？ある場合、そのスケジュールをご開示ください。	御質問の件については、入札公告時及び提案書受付後に詳細について示す予定です。
107	実施方針		落札者の決定・公表	12	2	(4)		ケ				最優秀提案者とは最も定性点の高い入札参加者を示されているのでしょうか。それとも、定性点・定量点の総合評価で最も優れている入札参加者を示しているのでしょうか。後者の場合、最優秀提案者が落札者とならない場合がありますでしょうか。	落札者決定基準として入札公告時に示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
108	実施方針		入札資格者の構成等	13	2	(4)		ア	(ア)	b		構成員以外の方でSPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「協力企業」と位置付けるとありますが、SPCから直接受託・請負う業務の中には、事務管理や資金調達に関する業務は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	SPCから発注する業務については選定事業者の提案によります。
109	実施方針		入札参加者の参加資格要件(共通)	13	2	(4)		ア	(ア)	b		SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「構成員」又は「協力企業」とする記載はございますが、共同企業体を組成して業務をSPCから受託する場合には、当該企業体の各構成企業が「構成員」又は「協力企業」となるとの理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
110	実施方針		入札参加者の構成等	13	2	(4)		ア	(ア)	b		代表企業以外の方が構成員として参加した場合と、協力企業として参加した場合とで評価に差異はあるのでしょうか。	落札者決定基準については、入札公告時に示します。
111	実施方針		入札参加者の構成等	13	2	(4)		ア	(ア)	c		代表企業がSPCへの最大出資者となる必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
112	実施方針		入札参加者の参加資格要件	13	2	(4)		ア	(イ)			事業に参画予定の企業のうち、次項(ウ)の業種別に該当しない企業(SPCの事務受託等)は本項記載の共通要件を満たせば、栃木県への業者登録の有無に係らず、参加資格は付与されるものと理解してよろしいでしょうか。	入札参加者の構成員及び協力企業は県の入札参加資格が必要です。実施方針【修正版】P14も参照してください。
113	実施方針		入札参加者の参加資格要件(共通)	13	2	(4)		ア	(イ)	a		共同企業体を組成し建設業務等を実施する場合、共同企業体を構成する者が「法人でない者」でなければ、PFI法第9条(欠格事由)第1号の欠格事由には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。共同企業体を組成した場合、共同企業体を構成する者が「法人」であれば、PFI法第9条第1号の欠格事由には該当しません。
114	実施方針		入札参加者の参加資格要件(共通)	14	2	(4)		ア	(イ)	k		構成員・協力企業は他のグループに参加できないとのことですが、複数のグループに参加できる立場についてはないと解釈してよいでしょうか。	構成員、協力企業となった企業は、他のグループの構成員、協力企業にはなれません。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
115	実施方針		入札参加の資格等	14	2	(4)		ア	(イ)	l		ある企業の100%子会社の場合、構成企業・協力企業として参加は出来ないのでしょうか。あるいは参加できる方法はあるのでしょうか。	入札参加者の参加資格要件を満たす場合は参加可能です。
116	実施方針		入札参加者の参加資格要件	14	2	(4)		ア	(イ)	l		検討委員会のメンバーは公表していただけますでしょうか。また、意図せぬ接触やまぎらわしい行為を予防するためにも早い段階で公表いただくことを希望します。	実施方針【修正版】P17～18を参照してください。
117	実施方針		設計に当たる者	14	2	(4)		ア	(ウ)	a		開業準備業務に当たる者の記載がございませんが、開業準備業務は運營業務に当たる者の業務と考えてよろしいでしょうか。	維持管理業務と運營業務に当たる者が実施する業務と考えていますが、選定事業者の提案によります。
118	実施方針		設計に当たる者	14	2	(4)		ア	(ウ)	a	c	国、都道府県が実施したPFI事業において、当該PFI事業のために設立されたSPCから受託した実績も、当該要件を満たす実績に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	構成員又は協力企業としてSPCから実施設計業務を直接受託した実績であれば、当該要件を満たす実績に含むものとします。
119	実施方針		入札参加者の参加資格要件(共通)	15	2	(4)		ア	(ウ)	c		全ての工事をJVで実施する場合、c-2建築工事と同様に、電気設備工事、機械設備工事、土木工事においては、1社が規定された総合評定値(P)以上を満たしていれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	電気設備工事、機械設備工事、土木工事においては、全ての参加者が規定された総合評定値(P)以上を満たすことが必要です。
120	実施方針		入札参加者の参加資格要件(業務別)	14	2	(4)		ア	(ウ)	c		建設に当たる者について、建設工事、電気設備工事、機械設備工事、土木工事それぞれについて要件が定められておりますが、それらの各工事を担当する企業は、それぞれ構成員もしくは協力企業として応募しなければならないということでしょうか。	建設業務を実施する者は、構成員や協力企業の他に、構成員もしくは協力企業から業務を受託し又は請け負うことを予定している者も想定されます。
121	実施方針		建設に当たる者	15	2	(4)		ア	(ウ)	c		建設に当たる者の資格要件で、建築工事、電気工事、機械設備工事における資格要件をすべて満たす場合においては、建設会社は1社でもよいとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
122	実施方針		土木工事に当たる者について	16	2	(4)		ア	(ウ)	c		c-5土木工事にあたるものの資格要件が記載されていますが、この資格要件を必要とする業務はどのようなものでしょうか。	外構・造成工事を想定しています。
123	実施方針		土木工事に当たる者について	16	2	(4)		ア	(ウ)	c-5		本ご計画で土木工事と想定されているものは造成工事のみと解釈して構わないでしょうか。	外構・造成工事を想定しています。
124	実施方針		入札参加者が備えるべき資格	16	2	(4)		ア	(ウ)	d		応募に当たり、運営事業者は、栃木県の競争入札参加資格(物品、役務)を取得するという認識で宜しいでしょうか。	No.112の質問回答を参照してください。
125	実施方針		運営に当たる者	16	2	(4)		ア	(ウ)	d	(b)	実績について、運営業務を行う複数の者ではありませんが、体育館と屋内プール双方の運営実績を持っていないといけないのでしょうか？運営業務を行う複数の者がそれぞれ運営実績を持っているのはいけないのでしょうか？	運営に当たる者は、屋内プール、体育館、トレーニングジム、フィットネススタジオのいずれかの実績を有していればよいものとします。また、運営業務を行う複数の者が有する運営実績で、屋内プール、体育館、トレーニングジム、フィットネススタジオに係る1年以上の運営実績を有していればよいものとします。実施方針【修正版】P16も参照してください。
126	実施方針		運営に当たる者の実績	16	2	(4)		ア	(ウ)	d	(b)	屋内プール、体育館、トレーニングジム、フィットネススタジオ等の運営実績は、そのうちの1つでも運営したことがあれば認められるとの理解でよろしいでしょうか。	No.125の質問回答を参照してください。
127	実施方針		運営に当たる者	16	2	(4)		ア	(ウ)	d	(b)	記載されている、屋内プール、体育館、トレーニングジム、フィットネススタジオ等とありますが、いずれか運営実績を有すれば良いという解釈でよろしいでしょうか？また、等とは具体的に他に何が考えられるのでしょうか？ここでいう屋内プール、体育館、トレーニングジム、フィットネススタジオの定義はどういうものかご提示いただけないでしょうか？	No.125の質問回答を参照してください。またここでいう屋内プール、体育館、トレーニングジム、フィットネススタジオは公共施設、民間施設を問いません。
128	実施方針		運営に当たる者	16	2	(4)		ア	(ウ)	d	(b)	運営実績とは、屋内プール、体育館、トレーニングジム、フィットネススタジオの全ての運営実績を有するとの理解で宜しいでしょうか。	No.125の質問回答を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
129	実施方針		運営にあたる者の参加資格	16	2	(4)		ア	(ウ)	d	(b)	「体育館」という記載が御座いますが、具体的な体育館の定義をお願いします。また記載のすべての運営実績を要するのでしょうか？	No.125、No.127の質問回答を参照してください。
130	実施方針		運営に当たる者の参加資格	16	2	(4)		ア	(ウ)	d	(b)	フィットネススタジオ等と御座いますが、「等」とは具体的に何を示すのでしょうか？	No.125の質問回答を参照してください。
131	実施方針		運営に当たる者の参加資格	16	2	(4)		ア	(ウ)	d	(b)	記載のある運営実績は、①複数者で当たる場合、そのうちのいずれか1者が満たせばよいのでしょうか？②構成員及び協力企業以外の者の実績でも宜しいのでしょうか？	①No.125の質問回答を参照してください。 ②構成員及び協力企業が本要件を満たす必要があります。
132	実施方針		運営実績について	16	2	(4)		ア	(ウ)	d	(b)	運営実績は公共の施設での運営実績が必要でしょうか。	運営実績は公共施設、民間施設を問いません。
133	実施方針		入札参加者の参加資格要件(業務別)	16	2	(4)		ア	(ウ)	d e	(b)	運営に当たる者、維持管理に当たる者について、屋内プール、体育館、トレーニングジム、フィットネススタジオ等に係る実績が求められていますが、どれか一つの施設形態の実績があればよいとの理解でよろしいでしょうか。	No.125の質問回答を参照してください。
134	実施方針		維持管理に当たる者	16	2	(4)		ア	(ウ)	e	(b)	実績について、維持管理業務を行う複数の者ではありますが、体育館と屋内プール双方の維持管理実績を持っていないといけないのでしょうか？維持管理業務を行う複数の者がそれぞれ維持管理実績を持っているのではいけないのでしょうか？	維持管理に当たる者は、屋内プール、体育館、トレーニングジム、フィットネススタジオのいずれかの実績を有する必要があります。維持管理業務を行う複数の者が有する運営実績で、屋内プール、体育館、トレーニングジム、フィットネススタジオに係る1年以上の維持管理実績を有していればよいものとします。なお、維持管理実績は、要求水準で求められている業務のうち一部業務でも実績を有していればよいものとします。実施方針【修正版】P16も参照してください。
135	実施方針		維持管理に当たる者の実績	16	2	(4)		ア	(ウ)	e	(b)	屋内プール、体育館、トレーニングジム、フィットネススタジオ等の維持管理実績は、そのうちの1つでも維持管理したことがあれば認められるとの理解でよろしいでしょうか。	No.134の質問回答を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
136	実施方針		維持管理に当たる者の実績	16	2	(4)		ア	(ウ)	e	(b)	維持管理実績は、要求水準で求められる業務(建築物・建築設備・備品等・外構保守管理、植栽、環境衛生、警備、清掃)のうち一部業務(例えば清掃業務のみ)の実績でも認められるとの理解でよろしいでしょうか。	No.134の質問回答を参照してください。
137	実施方針		維持管理に当たる者の参加資格	16	2	(4)		ア	(ウ)	e	(b)	①「屋内プール、(中略)フィットネススタジオ等」に係る実績要件が記載されておりますが、記載のすべての実績を要するのでしょうか？また「等」をは具体的に何を示すのでしょうか？ ②各施設における維持管理実績とありますが、この場合の維持管理業務の具体的内容についてご明示頂けないでしょうか？	No.134の質問回答を参照してください。
138	実施方針		維持管理に当たる者の参加資格	16	2	(4)		ア	(ウ)	e	(b)	記載のある維持管理の実績は、①複数数で当たる場合、そのうちのいずれか1者が満たせばよいとの事でしょうか？②構成員及び協力企業以外の者の実績でも宜しいでしょうか？	No.134の質問回答を参照してください。
139	実施方針		入札参加者の資格等	16	2	(4)		ア	(ウ)	e	(b)	運営業務・維持管理業務の各参加要件として、「屋内プール、体育館、トレーニングジム、フィットネススタジオ等」の実績をどれか一つ満たしていればよいという理解でよろしいでしょうか。	No.125、No.134の質問回答を参照してください。
140	実施方針		特別目的会社(SPC)の設立に関する要件	17	2	(4)		エ	(イ)			この文章から構成員以外が株を保有することも可能と取れますが、広く構成員以外にも資本金を投資して頂いて宜しいとの事でしょうか。	貴見のとおりです。
141	実施方針		特別目的会社(SPC)の設立に関する要件	17	2	(4)		エ	(ウ)			SPCの株式への担保権などの設定については貴県の事前の書面による承諾が必要とされておりますが、建設費用等を借り入れる金融機関のための質権設定等は、原則として承諾していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	金融機関との協定締結について協議が調った場合は承諾します。詳細は入札公告時に示します。
142	実施方針		検討委員会の設置	17	2	(5)		ア				「学識経験者で構成される」との記載がございますが、検討委員会には県の職員は含まれず、全員外部から招聘されるのでしょうか。	実施方針【修正版】P17～18を参照してください。



No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
143	実施方針		落札者の決定について	17	2	(5)		イ				審査配点基準における価格点と提案点の配分はどのようになるのかご教示頂けないでしょうか？ また、価格点はPFI-LCC総額における評価という理解で宜しいでしょうか？	落札者決定基準については、入札公告時に示します。
144	実施方針		モニタリングの結果についての対応	20	3	(2)		イ				モニタリングの結果に基づくサービス購入料の減額については、要求水準を下回る事象が発生したこと自体に対して行われるものではなく、速やかに是正されず、放置された状態が継続するなどPDCAサイクルが機能しないことに対して、減額が行われるとの理解で宜しいでしょうか。	モニタリング及び減額措置等については、入札公告時に示します。
145	実施方針		施設構成	21	4	(2)						実施方針骨子においては「バスケットボールコート4面」ならびに「延床面積23,000㎡程度」とありましたが、今回の実施方針および要求水準書(案)では、その条件がなくなり、記載の寸法規定を条件に計画するというで宜しいのでしょうか？ また、固定席3,000席以上、可動席2,000席以上の合計5,000席になりますが、合計5,000席確保出来れば、固定席数、可動席数は記載の席数と異なっても構わないでしょうか？	業務要求水準書(案)【修正版】別紙9-1を参照してください。
146	実施方針		施設構成	21	4	(2)						延床面積合計36,000㎡程度とは±何㎡を目安と考えれば良いか。 なお、延床面積とは建築基準法でいう「延べ面積」との理解で良いかご教示下さい。	前段については、36,000㎡以上で、上限の規定はありません。ただし、本敷地を含む総合スポーツゾーン全体は、都市公園法(昭和31年法律第79号)第4条第1項の適用を受けることに御留意ください。 後段については、建築基準法の延べ面積です。
147	実施方針		延床面積合計	21	4	(2)						36,000㎡程度とありますが、「程度」とは±何%を許容範囲とするのでしょうか。	No.146の質問回答を参照してください。
148	実施方針		延床面積合計について	21	4	(2)						36,000㎡「程度」と御座いますが、要求水準として、上限及び下限を±のパーセントでご明示頂けないでしょうか？	No.146の質問回答を参照してください。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
149	実施方針		延床面積合計について	21	4	(2)						実施方針骨子(案)説明会では新体育館23,000㎡程度、屋内水泳場12,500㎡程度とございましたが、それぞれの面積要件は無くなったとの理解で宜しいのでしょうか？	貴見のとおりです。
150	実施方針		新体育館	21	4	(2)						アリーナ・サブアリーナの有効面積部分の上部高さは、各種コートレイアウトの上部必要高さが確保されていればよいと考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書(案)【修正版】別紙9-1を参照してください。
151	実施方針		屋内水泳場	21	4	(2)						観客席数は、50mプールと25mプール兼用で、固定席2,000席以上と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
152	実施方針		メインアリーナについて	21	4	(2)						固定席、可動席それぞれの席数は絶対条件なののでしょうか？	業務要求水準書(案)【修正版】別紙9-1を参照してください。
153	実施方針		可動床	21	4	(2)						50mプールに可動床が必要な理由は、シンクロナイズドスイミング・水球で利用するから、25mプールに可動床が必要な理由は、飛込兼用だからということでしょうか？ 50mプールに可動床を集約し、25mプールでは可動床を設置しない方法は可能でしょうか。	前段については、御質問に記載されている事項は理由の一つです。 後段については、不可とします。
154	実施方針		モニタリング結果に基づく是正措置等	22	6	(1)					ア	「県は選定事業者が事業契約で定める条件に違反した場合、又は選定事業者により提供されるサービスが要求水準を満たさないと判断した場合には、選定事業者に対して業務の改善勧告、サービス購入料の減額等を行うことができる」とありますが、改善勧告を受け速やかに改善を実施した場合にはサービス購入料の減額等を行われないという理解でよろしいでしょうか。	モニタリング及び減額措置等については、入札公告時に示します。
155	実施方針		モニタリング結果に基づく是正措置等	22	6	(1)					ア	「県は、…選定事業者に対して業務の改善勧告、サービス購入料の減額等を行うことができる。」とありますが、改善勧告の後、改善措置を実施する一定の猶予期間を頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	モニタリング及び減額措置等については、入札公告時に示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
156	実施方針		損害賠償	22	6	(1)		エ				選定事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約を解除した場合、選定事業者は県に生じた損害を賠償しなければならないとされておりますが、別途違約金の規定も予定されているのでしょうか。	選定事業者の債務不履行等による解除の場合の違約金を想定しています。詳細は入札公告時に示します。
157	実施方針		損害賠償	22	6	(1)		エ				賠償額は無制限なのか限度ありなのか、開示願いたい。	損害賠償に上限を設けることは想定しておりません。
158	実施方針		損害賠償	23	6	(2)		イ				賠償額は無制限なのか限度ありなのか、開示願いたい。	損害賠償に上限を設けることは想定しておりません。
159	実施方針		当事者の責めに帰すことのできない理由により事業の継続が困難となった場合	23	6	(3)						当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となり、県及び選定事業者による協議が一定期間内に整わなかった場合は事業契約の措置に従うこととなっておりますが、特に建設段階においては、継続の場合はスケジュールの延伸とそれに伴う費用の増額を、解除の場合は出来高精算を前提としていただけるという理解でよろしいでしょうか。	当事者の責めに帰すことのできない事由により契約が解除される場合は、建設中の施設については出来高精算が基本となります。スケジュールの延伸については、県が必要と認めるときは、必要な手続きを経た上で事業者と協議のうえ、実施します。
160	実施方針	1	別紙1 リスク分 担表(案)	25	1							事業契約に関する議会の議決の遅延、否決は、リスクの種類「契約締結」の県の責めによる場合に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	議会が否決するに至った原因が県の責めに帰すべき事由と認められるときは、否決のリスク負担は県となります。
161	実施方針	1	別紙1 リ スク分 担表(案)	25	1							議会の否決により事業契約が締結できない場合の負担者は県との理解で宜しいでしょうか。	議会が否決するに至った原因が県の責めに帰すべき事由と認められるときは、否決のリスク負担は県となります。
162	実施方針	1	リスク分 担表 資金調達	25	1							「県が調達する必要な資金」の具体例をご教示ください。	設計及び建設に要する費用の一括払い分に充当するための交付金等の調達が考えられます。
163	実施方針	1	リスク分 担表 法令変更	25	1							本事業に直接関係する法令とは、5頁1(1)サ(ア)(イ)に列挙する法令及び条例等を含むとの理解でよろしいでしょうか。	変更にかかる法令の具体的な内容に従い判断されますので、質問にある法令及び条例等の変更が本事業に直接関係する法令変更に該当するとは限りません。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
164	実施方針	1	リスク分 担表 税制度の 変更	25	1							税制度の新設・変更に関するリスクのうち、選定事業者が負担すべきものは、法人税のように選定事業者の利益に課せられる税制度に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業に直接関連しない税制度の改正によるコスト増は事業者負担となります。
165	実施方針	1	別紙1リ スク分 担表(案)  税制度変 更につい て	25								PFIは初期に資金計画が固まる以上、法人税の変更はSPCの収支に大きく関わることになります。また、法人税変更は事業者ではコントロールできません。事業者のリスクとされたお考えをご教授願えないでしょうか？  例えば不可抗力規定と同様の措置等をご検討頂けないでしょうか？	法人税の税率変更はSPCの一般的費用の増減であり、広く事業者一般に適用されるものであるため、サービス購入料の物価スライドで考慮されることになるので、事業者のリスク負担としているものです。
166	実施方針	1	別紙1リ スク分 担表(案)  税制度変 更につい て	25								事業者の決定後、外形標準課税が想定外で適用された場合のリスクは県の負担として頂けないでしょうか？	実施方針に示すとおりとします。
167	実施方針	1	リスク分 担表 金利変動	25	1							基準金利の確定日をご教示ください。	入札公告時に示します。
168	実施方針	1	別紙1リ スク分 担表(案)  金利変動 について	25								基準金利の決定時期はどのようにお考えでしょうか？ SPCにとり過度なリスク負担とならないよう、完工引渡し時点として頂けるようご検討願えないでしょうか？	入札公告時に示します。
169	実施方針	1	許認可の 遅延等	25	1							現時点で事業者の責めによらない許認可取得の遅延が危惧されている事項がございましたらご教示ください。	特段の想定はありません。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カ+	(カ+)	英字	(英字)		
170	実施方針	1	1. 共通事項 住民対応 環境保全	25	1							建設段階において、選定事業者が善管注意義務を果たしても避けることのできない騒音・振動やこれに起因して生じた住民運動のリスクについては、公共約款に準じ、県に負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	本事業は、事業者が施設の配置や設計、工法を提案するものであり、質問にある公共工事標準請負約款と同様な規定は設けないことを想定しています。
171	実施方針	1	別紙1リスク分担表(案) 住民対応について	25								「上記以外」とありますが、事業者が善管注意義務を怠っていないにも拘らず、不合理な反対運動等が起こった場合に伴うリスクは事業者には負いかねません。よって貴県の負担として頂けないでしょうか？	不合理な反対運動は想定しておりません。なお、住民反対運動等については、原因を検証した上での協議事項と考えます。
172	実施方針	1	施策変更 契約締結	25	1							8-(3)には“提案及び説明会への出席等に伴う費用については、すべて参加者の負担とする。”とありますが、提案書作成費用などには相応の費用負担が生じます。また、落札者決定後、事業契約締結までにSPCを設立する必要がありますが、当該設立経費も相応の費用負担が発生します。 県の施策変更によるリスクや県の責めにより事業契約が締結できない場合のリスクは県の負担となっていますが、参加表明から事業契約締結までの間に県の施策変更により事業が中止される場合などには、前述の参加者ないしは事業者側に発生した費用は、県により賠償されるものと理解してよろしいでしょうか。	基本協定締結後において、県の責めに帰すべき事由により事業契約が締結されない場合は、県が事業者の損害を賠償することとします。
173	実施方針	1	別紙1リスク分担表(案) 契約締結について	25								「上記以外により…」の欄で、官民双方に○が付されておりますが、具体的にどのような負担割合をお考えなのか、ご教授願えないでしょうか？  また想定されている事由は、議会議決による事態等をお考えなのでしょうか？	負担割合については、県と事業者の各自がそれぞれの損害を負担するという趣旨です。例えば大震災のような不可抗力により事業契約の締結ができなくなった場合などが考えられます。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カ+	(カ+)	英字	(英字)		
174	実施方針	1	1. 共通事項 契約締結	25	1							当事者双方の責めに帰さない事由により事業契約が締結できない場合に選定事業者が負担するのは選定事業者が生じた損害分という理解でよろしいでしょうか。 また、後日事業契約が締結可能となった場合、スケジュール延伸やそれに伴う費用の増加は県に負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、貴見のとおりです。 後段については、事業者の責めに帰すことのできない事由による契約締結にかかるスケジュール変更の場合、事業者の増加費用については具体的なスケジュールの変更内容とともに県と事業者の協議の対象となります。
175	実施方針	1	リスク分 担表(案) 共通事項	25	1							不可抗力で負担者が県及び選定事業者となっているが協議により負担者又は、負担率を決定するとの理解で良いか。また、両者負担の場合負担率を決定する分母の費用は何を基準にするのかご教示下さい。	入札公告時に示します。
176	実施方針	1	不可抗力	25	1							不可抗力により生じた損害であって、選定事業者が善管注意義務を果たしたと認められるものについては、公共約款に準じ、請負代金の100分の1を超える部分は県に負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
177	実施方針	1	別紙1 リスク分 担表(案)  不可抗力 について	25								不可抗力における負担割合と、負担範囲についてですが、 ①施設整備期間中における負担が、施設整備金額の●%に至るまでは事業者負担という規定は、事業者にとっては過度なリスク負担になります。よって一事象毎に●%を事業者負担とする規定にして頂けないでしょうか。 ②維持管理・運営期間中における負担が、事業期間の対価総額の●%に至るまでは事業者負担という規定は、事業者にとっては過度なリスク負担となります。よって累計で一事業年度総額の●%を上限とし一事象毎に●%を事業者負担として頂けないでしょうか？	不可抗力の場合の損害、増加費用の具体的な負担割合は、入札公告時に示します。
178	実施方針	1	リスク分 担表 不可抗力	25	1							不可抗力のリスク負担者として官民双方に○がついていますが、原則は貴県のリスク負担と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
179	実施方針	1	不可抗力	25	1							不可抗力のリスク負担者として県、選定事業者の両方に○が記載されていますが、想定されている負担者の主・従、負担割合等がございましたらお示しいただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
180	実施方針	1	リスク分 担表 不可抗力	25	1							不可抗力により生じた増加費用等に関する貴県と事業者とのリスク分担の詳細については、入札説明書等にて提示していただけるという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
181	実施方針	1	リスク分 担表 用地	26	2							土壌汚染、埋蔵文化財、地中障害物等の事前の公表資料から予見できなかったリスクが発生した場合の対処費用は、サービス購入料とは別に支払われるとの認識でよろしいでしょうか。	質問にある対処費用で、県が負担すべきものがある場合は、その費用を県が支払います。
182	実施方針	1	設計変更	26	2							施工条件に予期せぬ特別な状態が生じるなど、選定事業者の責めに帰さない事由による場合は、公共約款に準じ、県に負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
183	実施方針	1	用地 建設工事 の遅延・ 未完工 建設工事 費	26	2							県が事前に公表した資料からは予見できない用地要件が発見された場合のリスク負担は県となっていることから、当該事象による建設工事の遅延や未完工、工事費の増大は、県のリスク負担と理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
184	実施方針	1	建設工事 の遅延・ 未完工	26	2							不可抗力によるものは、公共約款に準じ、工期を延長していただき、選定事業者が負担するのは、不可抗力による損害のうち請負代金の100分の1を超えない部分という理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
185	実施方針	1	建設工事 の遅延・ 未完工	26	2							第三者に起因する工程変更リスクについては、不可抗力により起因するものと同様に、県と事業者の双方にリスク分担すると考えてよろしいでしょうか。	不可抗力に該当するものについては、貴見のとおりです。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
186	実施方針	1	リスク分 担表 建設工事 の遅延・ 未完工	26	2							不可抗力による建設工事の遅延や未完工について、選定事業者にも一定の負担が求められておりますが、具体的にどのような負担を指すのでしょうか。	入札公告時に示します。
187	実施方針	1	リスク分 担表	26	2							不可抗力リスクの中で、例えば事業者が付保する保険により、保険金が支払われた場合、この金額は事業者が負担すべき費用に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
188	実施方針	1	物価変動	26	2							設計段階及び建設段階の物価変動による建設工事費の増額に関し、各段階ごとに協議及び請求が可能であり、その協議詳細は入札公告時に公表されるとの認識で宜しいでしょうか。	設計・建設段階での建設工事費の物価変動については、入札公告時に示します。
189	実施方針	1	別紙1 リスク分 担表(案)	26	2							リスクの種類「建設工事費」の不可抗力について融資費用等の合理的な増加費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含みます。
190	実施方針	1	建設工事 費	26	2							不可抗力によるものは、公共約款に準じ、工期を延長していただき、選定事業者が負担するのは、不可抗力による損害のうち請負代金の100分の1を超えない部分という理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
191	実施方針	1	建設工事 費	26	2							不可抗力による建設工事費の増大リスクについて、県と事業者の双方にリスク負担していますが、実際のリスク分担に関しては協議によると考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
192	実施方針	1	建設工事 費	26	2							第三者に起因する建設工事費の増大リスクについては、不可抗力により起因するものと同様に、県と事業者の双方にリスク分担すると考えてよろしいでしょうか。	不可抗力に該当するものについては、貴見のとおりです。



No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カ+	(カ+)	英字	(英字)		
193	実施方針	1	リスク分 担表(案) 設計・建 設段階	26	2							物価変動の率が±何%を基準として考慮されるのか。また、協議により両者の負担率が決定されるのかご教示下さい。	入札公告時に示します。
194	実施方針	1	別紙1リ スク分 担表(案)  物価変動 について	26	2							PFI事業の場合、入札から工事着工に至るまでの期間が、「提案審査」「事業契約協議」「議会承認」「基本設計」「実施設計」と長期になります。 且つ昨今の建設市場は数年前より急激な建設コスト上昇が顕著となり、民間がPFI参画を判断するに当たり大きな懸念材料となっております。 既に多くの自治体のPFIで取られている措置のように、客観的な指標を入札時点と着工時点で比較し、増減した率に応じて工事費を確実に見直す方法が取られております。この種の措置がないと民間企業がPFIに参画できなくなりつつあるのが現状で御座います。 本件におきましても同様な措置をお取り頂けないでしょうか？	建設工事費の物価変動に伴う改定については、入札公告時に示します。
195	実施方針	1	地盤沈下	26	2							騒音・振動・地盤沈下や近隣住民への損害等のうち、選定事業者が善管注意義務を果たしても避けることのできないものについては、公共約款に準じ、県に負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
196	実施方針	1	リスク分 担表 物価変動	26	2							設計・建設段階のインフレ・デフレのリスク負担者として官民双方に○がついていますが、原則は県のリスク負担と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
197	実施方針	1	リスク分 担表 物価変動	26	2							物価変動について、官民双方に○がついていますが、物価変動による増額分の支払いは、一括でしょうか、あるいは割賦支払になるのでしょうか。	入札公告時に示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
198	実施方針	1	リスク分 担表 物価変動	26	2							物価変動リスクについて、リスク負担者として選定事業者に○がつけられていますが、改定条件について明示頂けますでしょうか。また改定の際に採用される物価指標を具体的にお示し頂けますでしょうか。	入札公告時に示します。
199	実施方針	1	リスク分 担表 建設工事費	26	2							不可抗力による建設工事費の増大について、選定事業者にも一定の負担が求められておりますが、具体的にどのような負担を指すのでしょうか。	入札公告時に示します。
200	実施方針	1	リスク分 担表 第三者賠償	26	2							選定事業者が善良な管理者として注意を払っても通常避けることができない騒音、振動等については、本施設設置自体に起因する事業リスクと考えられるため、選定事業者の責めに帰すべき場合にのみ負担するとの理解でよろしいでしょうか。すべての事由について選定事業者の負担である場合には、その理由についてご教示ください。	入札公告時に示します。
201	実施方針	1	リスク分 担表 地盤沈下	26	2							選定事業者が善良な管理者として注意を払っても通常避けることができない地盤沈下については、本施設設置自体に起因する事業リスクと考えられるため、選定事業者の責めに帰すべき場合にのみ負担するとの理解でよろしいでしょうか。すべての事由について選定事業者の負担である場合には、その理由についてご教示ください。	入札公告時に示します。
202	実施方針	1	施設瑕疵	27	3							施設引渡後10年以内に瑕疵が発見された場合のリスク負担は事業者となっておりますが、建築基準法上の瑕疵担保責任とは異なり、施設の全ての部位について10年間の瑕疵担保責任を事業者が負わなければならないのでしょうか。	入札公告時に示します。
203	実施方針	1	施設瑕疵	27	3							「施設の引渡し後10年以内に隠れた瑕疵」とは、建物躯体や屋上防水等の建物性能に影響を及ぼす瑕疵という認識でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
204	実施方針	1	施設瑕疵	27	3							瑕疵担保期間については、公共約款に準じ、コンクリート造等の建物については2年で、選定事業者の故意又は重大な過失による場合は10年という理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
205	実施方針	1	別紙1リスク分担表(案) 施設瑕疵について	27	3							施設引渡し後10年以内に隠れた瑕疵が見つかった場合との記載がありますが、PFI事業及び建設請負(公共工事標準請負契約約款及び民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款)における考え方と同様に、瑕疵の修補又は損害賠償の請求期間は、事業者による本件施設の引渡日から2年間であり、その瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合、又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間が10年との理解でよろしいでしょうか？	入札公告時に示します。
206	実施方針	1	リスク分担表 施設瑕疵	27	3							瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、コンクリート造等の建物の場合には、通常は2年以内(ただし、その瑕疵が選定事業者の故意又は重大な過失により生じたものである場合には10年以内)であり、今回も同様の条件と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
207	実施方針	1	性能	27	3							性能欄に記載されております『県の要求する性能』とは、業務要求水準書に記載されている性能との理解で宜しいでしょうか。	原則として貴見のとおりですが、要求水準を上回る内容が提案されている場合は、当該提案の内容が県の求める水準となります。
208	実施方針	1	リスク分担表 性能	27	3							ICT関連の技術革新は著しく、短期間でソフトウェアが陳腐化してしまいます。特に設備機器やシステムにOS(Operating System)が含まれている場合、OSのバージョンアップに伴いシステム全体の更新が必要となる場合も想定されます。このような技術革新に対応する改善は事業計画段階では予測不可能であり、県の負担と考えてよろしいでしょうか。	設備、備品等の更新は事業者の業務であり、その業務の対価はサービス購入料に含まれます。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
209	実施方針	1	リスク分 担表 物価変動	27	3							運営・維持管理期間中のインフレ・デフレのリスク負担者として官民双方に○がついていますが、原則は貴県のリスク負担と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
210	実施方針	1	物価変動	27	3							維持管理の物価変動の指数は「毎月勤労統計調査」賃金指数-事業所規模5人以上-調査産業計-定期給与(厚生労働省)を適用していただけないでしょうか。	サービス購入料の改定方法等については、入札公告時に示します。
211	実施方針	1	運営・維持管理段階	27	3							物価変動 物価変動、光熱水費変動、施設・備品の損傷・盗難等(不可抗力に起因する損傷等のリスク分担)に於ける県と事業者の分担割合を具体的にお示してください。	入札公告時に示します。
212	実施方針	1	物価変動	27	3							物価変動のリスク負担者として県、選定事業者の両方に○が記載されていますが、想定されている物価変動に伴う業務対価の改定方法等がございましたらお示しいただけないでしょうか。	サービス購入料の改定方法等については、入札公告時に示します。
213	実施方針	1	リスク分 担表 物価変動	27	3							物価変動に伴う維持管理・運営費の改定に際して使用する指標については、厚生労働省公表の最低賃金もしくは実質賃金指数を採用いただきたいです。運營業務、維持管理業務において、運営スタッフ、設備員、警備員、清掃員は人件費であり、かつ設備機器の定期点検も作業者の人件費が大きく関わってきます。また昨今、他PFI事業の先行例で日本銀行公表の企業向けサービス価格指数が採用されることがありますが、本指標については5年毎の基準改定があることやその改定による前後の不整合の存在が確認され、PFI等の長期事業にはそぐわないものと認識しています。	サービス購入料の改定方法等については、入札公告時に示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
214	実施方針	1	別紙1リスク分担表(案) 需要変動について	27	3							他の同種のPFI事例でもありますように、貴県にて事前検討された利用者数想定をお示し頂き、最低基準等を貴県が保証するラインの設定、および単価改訂規定や、使用量による改訂規定等をお考え頂けないでしょうか？	需要変動リスクの取扱いについては、入札公告時に示します。
215	実施方針	1	運営・維持管理段階	27	3							需要変動(収入及び業務費) これだけの規模の新体育館、新屋内水泳場が計画されているため相当数の各競技の大会利用、団体、個人の利用が予想されます。事業者のみで利用者数を想定し事業計画を立てることは非常に困難と考えます。県の方でそれぞれの利用区分(ア)競技力向上・大会専用利用、(イ)一般利用、(ウ)事業者専用利用はどの程度の利用を見込んでいるか示していただけませんか？	参考までに、既存施設(県体育館、温水プール館等)の利用状況を示します。
216	実施方針	1	運営・維持管理段階	27	3							光熱水費の変動 どの程度の各種競技の大会、団体、個人利用を見込めるのか、ある程度県から示していただかないと事業者の予測での光熱水費の算出、提案は非常に困難と考えます。県内の他の体育館等の実績を参考に予測実施大会や予測利用者、利用枠等示していただけませんか？	参考までに、既存施設(県体育館、温水プール館等)の利用状況を示します。なお、光熱水費の改定方法等については、入札公告時に示します。
217	実施方針	1	リスク分担表(案) 運営・維持管理段階	27	3							光熱水費変動は物価変動以外の要因による光熱水費の変動とあるが、どのような要因を想定しているかご教示下さい。	利用者数の変動、気候的要因の変動等が考えられます。
218	実施方針	1	光熱水費変動	27	3							物価変動以外の要因による光熱水費の変動リスクが、県及び事業者双方の負担となっていますが、物価変動以外の要因とはどのような事態を想定され、その場合の事業者の負担方法(割合)はどのようになるのか、ご教示ください。	入札公告時に示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所								質問内容	回答
				頁	数	(数)	数	カ+	(カ+)	英字	(英字)		
219	実施方針	1	リスク分 担表 光熱水費 変動	27	3							光熱水費変動の物価変動以外の要因の具体的内容及びそのリスク負担方法についてご教示をお願いします。	入札公告時に示します。
220	実施方針	1	リスク分 担表 光熱水費 変動	27	3							光熱水費については、物価変動について物価指標に基づく改定条件があったとしても、リスクを想定して長期間の事業費を算出することは困難です。為替の変動や原油価格の変動については、電力・ガス会社に契約上、リスクをパススルーすることはできません。そのためリスクを見込んだ事業費は高くなってしまいます。総事業費抑制のため、光熱水費については、貴県の負担との理解で宜しいでしょうか。	光熱水費の負担は事業者となります。
221	実施方針	1	リスク分 担表 光熱水費 変動	27	3							物価変動以外の要因による光熱水費の変動について、リスク負担者として選定事業者に○がつけられていますが、新設の建物について、需要変動を長期間予測することは困難です。物価変動リスクに加えて、需要変動リスクを見込んだ光熱水費の事業費は高くなってしまいますので、光熱水費については、貴県の負担との理解で宜しいでしょうか。	光熱水費の負担は事業者となります。
222	実施方針	1	リスク分 担用 光熱水費 変動	27	3							光熱水費変動に関して、電気、水道、ガス、それぞれ個別に適した指標を用い、物価変動による費用(単価)の改定をしていただきたいです。単価の変動に関しては事業者ではコントロールが出来ないため、継続して業務を遂行するためにも実態に合った物価変動の適用をお願いします。	入札公告時に示します。
223	実施方針	1	運営・維 持管理段 階	27	3							自由提案事業 事業者専用利用以外の競技力向上・大会専用利用や一般利用が相当多いと予想されますが、事業者専用利用の枠が制限されるような事はないでしょうか？入札に当たり、ある程度の利用可能時間帯や利用可能枠等の条件提示をしていただけないでしょうか？	参考までに、既存施設(県体育館、温水プール館等)の利用状況を示します。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所							質問内容	回答	
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字			(英字)
224	実施方針	1	別紙1 リスク分 担表(案)  自由提案 事業につ いて	27	3							自主事業にどの時間帯が割り当てられるのかが想定できません。入札に当り、条件提示して戴けないでしょうか？	参考までに、既存施設(県体育館、温水プール館等)の利用状況を示します。
225	実施方針	1	設備・備 品の損 傷・盗難	27	3							「選定事業者が管理者の注意義務を怠ったこと～」とありますが、監視や巡回業務等が業務計画通りに行われたうえで発生した施設・備品の損傷・盗難は対象外という認識でよろしいでしょうか。	管理者の注意義務を怠ったか否かは具体的な状況に基づく個別の判断となります。単に計画に従った業務を行った事のみをもって注意義務を尽くしていたと判断できるものではありません。
226	実施方針	1	施設・備 品の損 傷・盗難 等	27	3							事業者の善管注意義務を果たした上での、利用者・不審者の故意・過失で生じた破損に関しては、県の負担との理解で宜しいでしょうか。	経常的な保守、修繕(補修)を超えるものについては、貴見のとおりです。
227	実施方針	1	リスク分 担表 施設・備 品の損 傷・盗 難等	27	3							不可抗力に起因する損傷等のリスク負担者として官民双方に〇がついていますが、原則は貴県のリスク負担と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
228	実施方針	1	リスク分 担表 施設・備 品の損 傷・盗 難等	27	3							盗難についてのリスク内容が明示されていませんが、「上記以外の要因による損傷等」に含まれるものとして貴県に負担して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	事業者が善管注意義務を尽くしており、不可抗力に該当しない場合は、貴見のとおりです。
229	実施方針	1	リスク分 担表 施設・備 品の損 傷・盗 難等	27	3							運営・維持管理段階のリスク分担のうち、施設・備品の損傷・盗難等において「上記以外の要因による損傷等」がありますが、例えば駐車場の当て逃げ等帰責者が特定できない場合には復旧費用は貴県に負担していただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が善管注意義務を尽くしており、不可抗力に該当しない場合は、貴見のとおりです。

No.	資料名	別紙	タイトル	該当箇所							質問内容	回答	
				頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字			(英字)
230	実施方針	1	リスク分 担表 施設・備 品の 損傷・盗 難等	27	3							不可抗力による損害について、選定事業者の負担割合をご教示ください。	入札公告時に示します。
231	実施方針	1	施設・備 品の損 傷・盗難 等	27	3							不可抗力に起因する損傷等のリスク負担者として県、選定事業者の両方に○が記載されていますが、想定されている負担者の主・従、負担割合等がございましたらお示しいただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
232	実施方針	1	別紙1 リスク分 担表(案)	27	3							リスクの種類「第三者賠償」の事業者の責めに当たるのは、法的な賠償義務が対象との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
233	実施方針	1	リスク分 担について	27	3							災害時の避難場所となった場合の運営不可の場合のリスクはどのようにお考えでしょうか。	避難場所となった場合の費用は原則として県が負担しますが、詳細は入札公告時に示します。